



きずな

2013年
(平成25年)

6



特集テーマ

男女共同参画

一人ひとりが輝くために



6月1日

人権擁護委員の日

1949(昭和24)年6月1日に人権擁護委員法が制定されたのを記念し、全国人権擁護委員連合会が制定。「特設人権相談日」として全国一斉に相談所を開設するなど、全国的な活動を展開します。詳しくは8ページ「情報ぷらざ」を参照。

2 あなたの周りでは「男女共同参画」が進んでいますか

3 変わる意識・政策、
変わらない人権の基盤
田端和彦さん(兵庫大学生涯福祉学部教授)

4 DV被害者を支援するために必要なこと
NPO法人全国女性シェルターネット

5 一人親も働きやすい
「自由出勤制度」を導入
株式会社エス・アイ(姫路市)

6 育児との両立をめざす起業ママを応援
NPO法人神戸ベイビーカフェ(神戸市灘区)

7 ふれあいサロン

8 情報ぷらざ



兵庫県では、みんなが豊かさや生きがいを実感できるよう職場、家庭、地域で男女共同参画を推進しています。男女が力を合わせ、互いの人権を尊重し、その個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが何をすべきか考えてみましょう。

あなたの周りでは
「男女共同参画」が進んでいますか

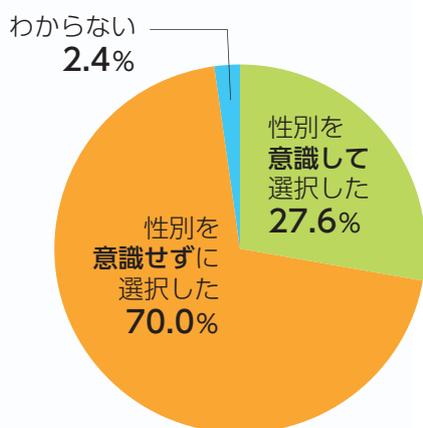
地域

職場

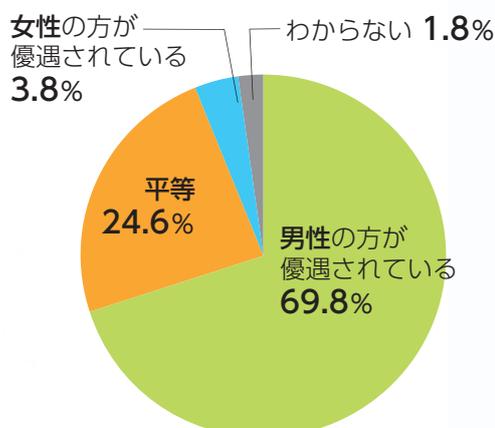
家庭

「男女共同参画」が提唱されて久しいですが、社会や職場、家庭などで十分に推進されているのでしょうか。内閣府の「平成 24 年度男女共同参画社会に関する世論調査」からは、男女共同参画の実情が垣間見えます。

Q1 進路や職業を選択する際に、性別を意識しましたか。

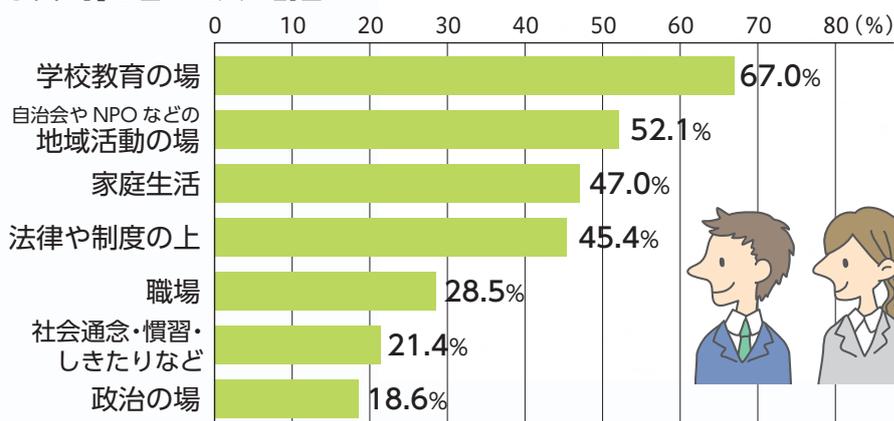


Q2 社会全体において男女の地位は平等になっていると思いますか。



Q3 それぞれの分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

●「平等」と答えた人の割合



平成24年度男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)より
有効回収数(率) 3,033人(60.7%)

Q1では、性別を意識せずに職業選択をした人の割合が高いですが、Q2においては、社会全体では男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高くなります。また、Q3では、職場や社会通念・慣習・しきたりなどの分野で、平等と感じていない人が多いことがわかります。これらのことから、社会における「男女共同参画」をそれぞれの個性や能力に応じて推進していく必要があると考えられます。

メッセージ

変わる意識・政策、 変わらない人権の基盤

たばた かずひこ
田端 和彦 さん（兵庫大学生涯福祉学部教授）



19・5%と24・6%。この数値は平成14年度と24年度の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」での「社会全体における男女の地位の平等感」を感じる割合です。平等感
は10年間で5ポイントの上昇です。このゆっくりとした社会意識の変化は、世代の交代が主な要因の一つであると考えられます。例えば、団塊ジュニアを含む昭和48年～57年生まれの平等意識は22・0%（14年度）から21・8%（24年度）と10年間で変わらず、つまり同一の世代の変化に限界もあり、結局、平等意識を持った新たな世代が登場し、これまでの世代と入れ替わることで社会意識は変化するということでしょうか。

また社会意識の変化には、政策の影響もあります。内閣府の男女共同参画に関する意識調査では、職場での平等感
は昭和62年で10・8%、平成4年で21・9%、24年では28・5%となっています。最初の5年間で11ポイントの変化、しかし平成4年からは20年間で7ポイントしか変化していません。高度成長期、職場では

男性が優位でしたが、昭和61年の男女雇用機会均等法の制定の影響が大きく、急速にその意識が変化したと考えられるのです。

施策により意識の変化をもたらすとの視点から、家庭生活での平等感を見ると、平成4年の35・2%から、14年に40・4%、24年に47・0%と過去20年間で、他の場面よりも大きく変化



している点に注目してください。思うに、この理由には男女共同参画と少子化対策との連動があります。

平成11年に少子化対策の具体的実施計画として策定された「新エンゼルプラン」で男女の働き方について触れており、同年制定の「男女共同参画社会基本法」では少子化の問題

に触れています。産業構造の変化を踏まえての男女雇用機会均等法が、就業の場の意識を変えたのと同様、家族構造の変化に係る少子化対策が家庭での意識変化に関わっていると考えられます。

しかし、男女共同参画の基盤は、憲法第13条にある「すべて国民は、個人として尊重される」、第14条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、…差別されない」、そして第24条「…法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」という個人の尊厳と法の下での平等であることを忘れてはなりません。それは人権の基盤です。

そして、社会の変化とそれによる政策があつても、人権という基盤は変わらないのであつて、それを次代に繋げることが、世代を重ね男女共同参画の意識を着実に変化させる原動力になります。

プロフィール 1964（昭和39）年、三重県生まれ。広島大学大学院生物圏科学研究科修了後、広島大学助手を経て、1995（平成7）年に兵庫大学講師に。2008（平成20）年から現職。県男女共同参画審議会の委員も同年から務めている。

DV被害者を支援するために 必要なこと

NPO法人全国女性シェルターネット

DV防止法の改正に尽力

DVに遭った女性を保護する民間シェルターは全国に100カ所近くあります。NPO法人全国女性シェルターネットは民間シェルターをまとめるネットワーク組織で現在、68団体・施設がメンバーとなっています。

1998（平成10）年の設立以来、ネットワークの力を生かしてDV防止法制定運動を展開し、2度の法改正に貢献。地域の女性センターなどの関係機関と連携し、相談事業にも取り組んでいます。「いかなる事情があっても暴力は犯罪です。女性の尊厳を守るため、サポートに努めています」と共同代表の近藤恵子さんは話

「DVの直接の被害者だけでなく、被害に巻き込まれた子どものケアも大切」と近藤さんは言います。「子どもの中には被害に遭っていることを理解できず、誰にも相談できないケースがほとんどです。DV家庭で育った子どもたちはPTSDという後遺症を抱えたまま、生きること自体が困難になってしまいます」

「相談からシェルターサポート、そして生活再建へと、被害者に寄り添った対応が必要です」と近藤さん。また、全国のシェルターは、シェルターを退所した女性に対する生活支援や就労支援、子どもの学習サポートなどを行うステップハウス（中間的支援）の充実にも力を入れています。

子どものケアも重要

「相談からシェルターサポート、そして生活再建へと、被害者に寄り添った対応が必要です」と近藤さん。また、全国のシェルターは、シェルターを退所した女性に対する生活支援や就労支援、子どもの学習サポートなどを行うステップハウス（中間的支援）の充実にも力を入れています。

「相談からシェルターサポート、そして生活再建へと、被害者に寄り添った対応が必要です」と近藤さん。また、全国のシェルターは、シェルターを退所した女性に対する生活支援や就労支援、子どもの学習サポートなどを行うステップハウス（中間的支援）の充実にも力を入れています。



共同代表の近藤さん

「相談からシェルターサポート、そして生活再建へと、被害者に寄り添った対応が必要です」と近藤さん。また、全国のシェルターは、シェルターを退所した女性に対する生活支援や就労支援、子どもの学習サポートなどを行うステップハウス（中間的支援）の充実にも力を入れています。

じんけんガイド

配偶者からの暴力などに悩んでいる人は今すぐ電話を

県では配偶者からの暴力に関する相談を受け付けています。自分だけの力ではどうしても解決の糸口が見出せない、誰に相談してよいか分からないという時は、一人で悩まずに気軽に電話してください。相談料は無料、秘密は厳守します。



県配偶者暴力相談支援センター
(県立女性家庭センター内)

TEL.078(732)7700

受付時間：毎日 9:00～21:00

県立男女共同参画センター・イーブン

TEL.078(360)8551

受付時間：月曜～土曜 9:30～12:00、13:00～16:30
(祝休日、年末年始を除く)

黙々と入力作業に打ち込む従業員。端末の起動時にIDとパスワードを入力することで自動的に出勤が記録されます



家永さんの背後には「仕事と家庭の両立は各自 自覚を持って管理しよう」のスローガンが掲示されています



一人親も働きやすい「自由出勤制度」を導入 株式会社エス・アイ（姫路市）

姫路市にあるデータ入力・加工会社、(株)エス・アイは従業員67人のうち約9割が女性で、一人親家庭の母親も多く働いています。「仕事とは家庭を守るためにあるもの」と、代表取締役社長の今本茂男さんは1991（平成3）年の創業当初から仕事と生活の調和を提唱。「残業ゼロ」や「エイジフリー制度」など数々の取り組みを実施し、その最たるものが「自由出勤制度」です。

この制度は正社員とパートの区別なく、同一労働・同一賃金制度の下、午前8時から午後6時まで自由に出退勤を繰り返し返せるというもの。例えば、子どもの学校の懇談会や習いごとの送り迎えのためにいったん仕事を抜け、用が済めば戻るといった使い方ができます。「従業員は制度をフルに活用し、学校行事や家事、介護などをこなしています。私用で職場を離れる分しっかりと頑張ろうと、一人ひとりの仕事への集中力により高まったと思います」と今本さん。

常務取締役の家永雅子さんは「子どもが小さかったころ、この制度のおかげで子育てや家事に時間を割け、仕事も打ち込みました」と振り返ります。

同社は自由出勤制度などの取り組みが評価され、2011（平成23）年度の「はたらく母子家庭応援企業表彰」を受けたほか、今年3月には経済産業省の「ダイバーシティ経営企業100選」にも選ばれました。今後は障害のある人も積極的に雇用していくそうです。「働きやすい環境を整えれば、優秀な人材が集まりやすい。ひいてはそれが会社の業績の向上に結び付きます」と今本さん。誰もが能力を存分に発揮できる職場づくりに余念がありません。



株式会社エス・アイ
姫路市石倉 26-3
TEL 079 (269) 0251
FAX 079 (269) 1288

エス・アイ 検索



※1 厚生労働省が2006（平成18）年度に制定。母子家庭の母を積極的に雇用している企業を評価し、表彰するもの。
※2 経済産業省が、多様な人材を活用してイノベーションの創出、生産性向上等の成果を挙げている企業を表彰するもの。



育児との両立をめざす起業ママを応援

NPO法人神戸ベイビーカフェ (神戸市灘区)

「子育てをしながら自分らしく働きたい」というママ起業家「ママプロ」を応援するために活動しているのが、NPO法人神戸ベイビーカフェです。

「資格や技術を持ったママ、またママをプロデュースする人という意味です」とママプロの由来を語るのは、理事長

の榎本紘子^{（みもとひろこ）}さん。榎本さんが

ベイビーカフェを立ち上げたのは2010（平成22）

年。出産後、育児に追われる中、フリーライター

の仕事が思うようにできず、心身ともに疲れ

果ててしまいました。そんな時、自分の特

技を生かした仕事をし、地域で活躍して

いるママたちに出会い、励まされたのがきっかけです。

現在、会員登録してい

るママプロは神戸、阪神間

を中心に約180人。メーン

の活動は月1回の「ママプロ会」。

会員同士の交流を兼ねた勉強会で、

毎回講師を招いて事業計画や販促PR、子育て

と仕事の両立の方法などを学びます。「活動を通

じて、起業や再就職をしたい、資格を取得し

たいというママたちをサポートしています」と

副理事長の横田真由美さんは話します。



前右列から横田さん、榎本さん、カーさん、黒田さん
後列はママ講師のみなさん

榎本さんが3年前にWebマガジン「Com

e Onーいかもん」を始めたところ、その

目的に賛同した仲間が集結。「育児をラクにし

たい」「育児と一緒に楽しみたい」をキワー

ドにママたちに役立つ情報を発信しています。

「今後は妊娠中の「プレママ」向けの情報も

充実させていきたいと考えています」

と理事のカー亜樹さん。

会員の一人、コーチングオフィ

スを主宰する黒田晴美さんは

「産後の育児疲れになつてか

らではなく、マタニティー

のころから悩みを打ち明け

たり、情報を交換したりと、

ママ同士が気軽につながる

ようにしていきたいです

ね」と話します。

NPO法人神戸ベイビーカフェ

神戸市灘区八幡町 2-6-11

サン六甲303

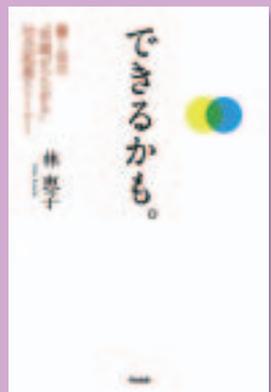
TEL 078 (871) 2100

✉ info@kobe-babycafe.net

神戸ベイビーカフェ ママネット



「子育て、お金の悩み、フリーファミリー」
おすすめの一冊



できるかも。

働く母の笑顔が広がる。社会起業ストーリー

林恵子著(英治出版)

著者は2児を出産後、会社に復帰したものの、育児と仕事の両立の難しさに直面します。仕事の結果がなかなか出せないことに焦り、ふと浮かんだ「私はいったい何をしているんだらう」という疑問。そして、「豊かなはずの日本で、親からも社会からも守られずに生きている子どもたちがいる……!」という問題を知ります。

何も知らずに児童福祉の世界に飛び込み、社会起業家としての活動を開始。NPO法人ブリッジフォースマイルを立ち上げます。多くの人と企業を巻き込みながら、児童養護施設から社会へ巣立つ青年たちの支援にまい進してきた筆者の熱意や愛情にあふれるノンフィクションです。

さまざまな人権に関する相談に 人権擁護委員が対応します



人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、全国すべての市町村にいます。“あなたの街の身近な相談パートナー”として、法務局の常設人権相談所や専用相談電話「子どもの人権110番」(☎0120-007-110)、「女性の人権ホットライン」(TEL 0570-070-810)などで、さまざまな人権に関する相談に応じています。相談は無料で、難しい手続きも不要。秘密は厳守します。

6月22日は「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」です

ハンセン病の患者・元患者の名誉回復を目的に2009(平成21)年、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行された6月22日に制定されました。兵庫県と当協会でも、これまでにハンセン病記録集「鐘はあしたの空に(I・II)」を発行するなど、ハンセン病を正しく理解し、回復者やその家族に対する偏見・差別の解消、療養所入所者の社会復帰の促進に向けた取り組みを進めています。



イベントガイド

<p>神戸地方法務局・兵庫県人権擁護委員連合会 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間</p>	<p>人権擁護委員・法務局職員が「いじめ」や児童虐待など、子どもに関するさまざまな人権問題について電話相談を受け付けます。秘密は厳守します。 ●期間／6月24日(月)～28日(金)8:30～19:00、29日(土)・30日(日)10:00～17:00 ●相談電話番号／☎0120(007)110(全国通話無料)</p>
<p>姫路市人権学習地域講座</p>	<p>●日時／①6月7日(金)②6月19日(水)14:00～16:00 ●場所／①西市民センター②姫路市文化センター小ホール ※JR・山陽電鉄「姫路」駅から神姫バス①「余部駅前」下車、徒歩約5分②「文化センター前」下車すぐ ●テーマ・講師／①「性同一性障害の正しい理解を求めて」長畑忠史さん(元姫路市人権・同和教育研究協議会会長)②「メディア社会を生きる力～人権の視点から」西村寿子さん(FCTメディア・リテラシー研究所所長) ●問い合わせ／姫路市人権啓発センター TEL 079(282)9801</p>
<p>小野市男女共同参画センター 講演会</p>	<p>●日時／6月16日(日)14:30～ ※定員150人(先着順)、託児あり(要予約) ●場所／小野市うるおい交流館エクラ ※神戸電鉄「小野」駅かららんらんバス「エクラ」下車すぐ ●演題・講師／「変わる家族のカタチ～これからの『育児』や『介護』を考える～」渥美由喜さん(厚生労働省政策評価に関する有識者会議委員) ●問い合わせ／小野市男女共同参画センター TEL 0794(62)6765</p>
<p>加古川市 明日をひらく人権のつどい</p>	<p>●日時／6月23日(日)14:00～16:00 ●場所／加古川市民会館 ※JR「加古川」駅から神姫バス「市役所前」下車すぐ ●内容／講演「わかちあう心 繋がるいのち」岩崎順子さん(和歌山県人権啓発センター登録講師) ●問い合わせ／加古川市人権施策推進課 TEL 079(427)9356</p>

ハーフタイム

4月からさずなの編集担当になりました。全く新しい仕事に「自分にできるのだろうか」というのが正直な気持ちです。先日、取材先で聞いた「人の表情が笑顔に変わる瞬間が好き」という言葉が印象に残りました。私も本誌を通して、より多くの方が笑顔で過ごせるまちづくりに貢献できればと思います。人と人とのつながりを大切に誌面づくりを心掛けたいと考えています。よろしくお願いたします。(小池)